住民税均等割非課税世帯等の皆さまへ

電力・ガス・食料品等価格高騰 緊急支援給付金（５万円／１世帯）のご案内

受給には手続きが必要です。

●電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金（１世帯あたり５万円）は、住民税均等割非課税世帯や令和４年１月から１２月までに家計急変のあった世帯を支援する新たな給付金です。
●給付金を受給するためには手続きが必要です。

■給付金支給額 １世帯あたり５万円

■給付金の支給時期 町が確認書（または申請書）を受領した日から３週間後が目安です。

■支給対象と申請の有無

支給対象となる世帯（いずれかにあてはまる世帯）

世帯全員の令和４年度**「住民税均等割が非課税」で課税者の扶養となっていない**世帯	令和４年１月～12月の収入が減少し**「住民税非課税相当」**の収入となった世帯（家計急変世帯）
令和4年9月30日時点で奥尻町に住民登録がある方に役場地域政策課住民生活係より確認書が届きます（要返信）⇒①へ	**申請が必要です** 申請期限：令和５年１月３１日（火）必着 役場地域政策課住民生活係にご相談ください。⇒②へ

■給付金の給付手続き

① **令和４年度住民税（均等割）が非課税の世帯**
世帯の全ての方が、令和４年１月１日以前から現住所にお住まいの場合

●対象となる世帯には、町から給付内容や確認事項が書かれた確認書が届きます。
●中身を確認して、役場地域政策課住民生活係に返信してください
【確認事項】①記載された給付金振り込み口座番号に誤りがないか。
②住民税が課税されている方の扶養親族のみの世帯ではないこと

世帯の中に、令和４年１月２日以降に２回以上住所を異動した方がいる場合

●給付金を受け取るには、申請が必要です。
●申請書に必要事項を記入して、添付書類と一緒に役場地域政策課住民生活係の窓口に、提出または郵送ください。

② **予期せず家計が急変したことで収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当となった世帯（家計急変世帯）**

●給付金を受け取るには、申請が必要です。
●申請書に必要事項を記入して、添付書類と一緒に役場地域政策課住民生活係の窓口に、提出または郵送ください。

収入が減少することがあらかじめ明らかな月の収入減少により給付を申請した場合、不正受給（詐欺罪）に問われる場合があります。

お問い合わせ先　役場地域政策課住民生活係（ＴＥＬ２－３４０４）

広告

奥尻なべつるスタンプ会　現金つかみ取り　開催中止のお知らせ

令和５年１月14日（土）・15日（日）の両日に開催を予定しておりました「現金つかみ取り」イベントは、新型コロナウイルス感染症拡大防止及びお客様の安全・健康を第一に考慮し、開催を中止する運びとなりました。
参加を楽しみにされていた皆様には大変申し訳ありませんが、ご理解・ご了承のほど、よろしくお願いいたします。
なお、代替イベントとして、**「プレミアムお買物券交換」**イベントを行います。
詳細につきましては、スタンプ会加盟店に掲示しておりますチラシをご覧ください。

※その他、詳細については、各加盟店またはスタンプ会へお問い合わせ下さい　奥尻なべつるスタンプ会　TEL:01397-2-3030

※奥尻なべつるスタンプ会では、「奥尻町地元応援商品券」をご利用の方になべつるポイント2倍以上進呈しております。お買物は是非、スタンプ会加盟店で!!